

第2回グローバル化改革専門調査会議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2007年5月8日(火) 13:30~15:00
2. 場 所：中央合同庁舎4号館共用第3特別会議室
3. 出席者：

会長	伊藤	隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授
会長代理	浦田	秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
専門委員	上村	達男	早稲田大学法学学術院長
同	齊藤	惇	前株式会社産業再生機構代表取締役社長
同	高木	勇樹	農林漁業金融公庫総裁
同	本間	正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
顧問	御手洗	富士夫	キャノン株式会社代表取締役会長
	大村	秀章	内閣府副大臣(経済財政政策)
	田村	耕太郎	内閣府大臣政務官(経済財政政策)

(議事次第)

1. 開会
2. 経済財政政策担当副大臣挨拶
3. 議事
 - (1) グローバル化改革専門調査会第一次報告について
 - (2) グローバル化改革に向けた今後の課題について
4. 閉会

(配布資料)

グローバル化改革専門調査会第一次報告(案)

(概要)

(プレス入場)

(伊藤会長) 定刻になったので、ただいまより、第2回「グローバル化改革専門調査会」を開催する。

本日は、皆様におかれては、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、大村経済財政政策担当副大臣より、御挨拶をいただきたいと思う。よ

ろしく申し上げます。

(大村副大臣) 経済財政を担当している、大村でございます。このグローバル化改革専門調査会の冒頭において、一言御挨拶を申し上げたい。

グローバル化改革は、人口減少による成長制約を克服し、グローバルな市場の活力を我が国の成長に取り込む上で不可欠なキーポイントだろうと思っている。

更に日本経済を成長させ、そして底上げをしていくためには、この国際化、グローバル化にどう対応していくかというのが、これからの大きな鍵になってこようかと思う。

こうしたことから、この専門調査会に金融・資本市場及びEPA・農業の2つのワーキンググループが設けられ、各委員の先生方におかれては精力な御審議をいただいた。その結果として、とりあえずと言うか、今日、現段階でのとりまとめをしていただくわけである。

先生方のこれまでの御尽力に心から敬意を表する。また、この報告を受けて、明日、経済財政諮問会議の方で御議論いただくことになっている。それを踏まえて、これから基本方針2007、いわゆる「骨太の方針2007」に、先生方に御審議いただいた結果をしっかりと盛り込んでいきたいと思っている。

また引き続いての先生方の御尽力、御指導を心からお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

(伊藤会長) ありがとうございました。

(プレス退場)

(伊藤会長) それでは、まず、EPA・農業ワーキンググループ第一次報告(案)について、浦田主査より御説明をお願いしたい。

(浦田会長代理) どうもありがとうございます。EPA・農業ワーキンググループ第一次報告(案)の御説明をしたいと思う。

お手元に配付されている資料の3~16ページまでであります。これは「はじめに」と「おわりに」のほかに、3つの部分から構成されている。

1つ目が、4ページの「1. 今後のEPA戦略とWTO交渉への取組」。

2つ目が、8ページの「2. 国境措置のあり方」。

そして最後に、10ページの「3. 農業の構造改革」である。

時間が限られているので、項目を読むような形になってしまうかと思うが、提言部分を中心にお話をしたいと思う。

まず「はじめに」のところ、現在、日本経済が置かれている状況として、人口が減少し、成長制約の下で非常に難しい状況にあることを述べている。

一方、対外的には、世界で F T A / E P A が急速に構築されつつあるという現状認識がある。

そういう中で、E P A の推進及び農業の構造改革推進が重要であるという認識が「はじめに」のところで書かれている。

4 ページ「1. 今後の E P A 戦略と W T O 交渉への取組」に移る。

最初に、E P A の重要性が書かれているが、そもそも貿易交渉という意味では、W T O が最も重要な交渉の枠組みであるという認識がまずある。

しかし、現在では、E P A が W T O でなし得ないような諸国間の経済関係を密接につなぐような枠組みをつくることが可能だということで、非常に重要だという認識をここで示している。

E P A を進めていく上で重要な点を、4 ~ 5 ページにかけていくつか掲げている。

まずは、E P A のメリットを強く認識すること。これは繰り返すまでもないと思う。それから、これは特に民間企業のメンバーの方から強調されたことだが、5 ページ「④ F T A / E P A 交渉の先後による不利の防止」。つまり、日本がほかの国より F T A / E P A 交渉に遅れることによって、かなり大きなデメリットがあるという認識が重要であろうということである。

そして、そのこととも関連するが、スピード感のある交渉を進めていかなければならない。

ただ、ここで一番下の行に「質の高い E P A ネットワークを展開することが不可欠である」とある。つまり、スピード感も非常に重要だが、質の高い E P A をつくらなければいけないということを強調している。質については、後で簡単にもう一度お話をさせていただく。

「(3) E P A の対象国」についてだが、我々はまずはアジアとの連携を深めるという意味で、A S E A N との E P A を早くつくり上げることだということから始まって、日豪 E P A、日米 E P A の重要性について書いてある。

特に日米 E P A については、できるだけ早い時期に研究会を立ち上げるということ相手を、つまりアメリカに働きかけるべきであるということを提言している。

それから、今回はあまり書いていないが、E U との F T A も重要であるという認識はある。

「(4) E P A の質の向上」について、6 ページ以下、提言を掲げている。

まず「① E P A における貿易自由化率」に関してである。

日本が今までつくってきた E P A は、自由化率が 90% 台前半というものが多

い。

一方、相手国は、途上国であるにもかかわらずとっていいと思うが、90%

台後半ないしは 100 %に近いということで、日本の自由化率は非常に見劣りするというのが現状である。

したがって、今後、日本が目指す F T A というのは、自由化率の高い F T A である。具体的には、90%台後半の自由化率を実現するような F T A を目指すべきであると我々は考えた。

また、財の貿易自由化だけでなく、サービス貿易、更には投資の自由化も含めた質の高いものをつくることが重要である。また、使い勝手のよい F T A をつくる必要があるという認識である。

あとは、これまで締結した E P A をきちんと評価しなければいけないということである。

E P A については、時間の関係で駆け足になったが、以上のような提言、とりまとめを行った。

続いて「2. 国境措置のあり方」である。

ここでは、E P A だけではなく、W T O の枠組みの中での国境措置のあり方についても言及している。

国境措置に対する基本的な考え方だが、8 ページを御覧いただきたい。国境措置については、その経済合理性を吟味し、対象品目、関税率とも最小限にとどめるべきであろうという我々の提言がある。

また、国境措置を合理化しなければいけないということが次に書かれている。現在、実施されている国境措置の中には、差額関税のような、非常に不透明な措置が含まれている。これは撤廃することを考えるべきであろうという提言を行っている。

そのほかにも、撤廃ないしは修正が必要とされる措置としては、関税割当ないしはミニマム・アクセスといったような措置も含まれている。

8～9 ページにかけて、国境措置を考える場合は、消費者が大きな負担をしていることが非常に見えにくくなっていることが問題であるという指摘がある。もちろん、その反対側には生産者が保護されているということがあるわけだが、その見えていない部分を明らかにすることが、国民、日本にとって必要であろうということが書かれている。

また、国境措置を撤廃あるいは削減する場合には、産業調整コストが発生するが、その場合には、それを最小に抑えるような措置を講ずることが政府にとって必要である。

ただ、その措置も永遠に続くようなものではなくて、原則として期間を限定した措置を行うべきだということが、9 ページの中ほどに書かれている。

また、地域社会や農業の多面的機能の維持のための政策手段ということで、保護が使われているというか、そういう理由で保護が正当化されるような議論

というのはあるわけだが、我々はそれは違うと思う。このような多面的な機能を維持するには、ほかのよりよい手段があるということをここでは示している。

10 ページは「3. 農業の構造改革」である。

農業の構造改革の基本的な考え方は、ここにあるように、農業は非常に危機的な状況にあるということである。具体的に言うと、耕作放棄地が増大している。農業従事者が急速に高齢化している。また、農業生産額が長期にわたり低落するなど、非常に危機的な難しい状況にあるということをまず認識すべきだと思う。その認識の下に改革を進めていかなければいけないわけだが、具体的にはどのような改革が必要かという、「(2) 市場シグナルの活用」を実現するような改革、また、「(3) 担い手への施策の集中化・重点化に向けた整合的な政策展開」が必要である。

これまでも、また現在も、さまざまな政策が行われているわけだが、政策間の整合性が非常に乏しいというのが我々の認識である。

また「(4) 食料安全保障」は非常に重要な問題なので、我々も考えたわけだが、オープンな国づくりという枠組みの中で、食料安全保障というのは実現できるのではないか。具体的には、EPAを使って輸入供給を確保することで、日本にとっての食料安全保障が実現できるだろうということである。

11 ページの「(具体的な内容)」である。

まず、具体的な内容として、「(1) 新たな理念に基づく農地制度の確立」がある。また、12 ページの「(2) 創意工夫により自由で多様な経営展開の促進」という経営の問題があり、13 ページの下の方に「(3) 産業としての農業の担い手を総合的に支援するシステムの創設」がある。

この3つを実現すべく、11 ページの上から4行目に書いてあるように「一括法」を整備すべきであるというのが我々の強い主張である。

その内容について、簡単にお話したいと思う。

まず、農地制度については、農地は農地として有効に利用されるべきである。耕作放棄地ゼロを目指すことが重要ということである。

時間がないので、項目だけ話をしていきたいと思うが、まず、農地を経営資源として利用する枠組みをつくることが重要である。

具体的には「(a) 定期借地権制度の創設」、「(b) 農地の利用権者の権利・義務の明確化」、「(c) 情報開示と民間による農地仲介の促進」といったことが必要である。

そして「③ 透明性のあるシステムのもとでの農地利用料の決定」については、具体的に幾つか書いてあるが、市場メカニズムを活用するような枠組みにすべきだということである。そして「④ 農地に関する公正な第三者機関の設置」や「⑤ 農地関係税制、ゾーニング規制の見直し」も必要である。更には

「⑥ 所有権を移転しやすい仕組みの創設」ということで、農地を農地として活用するための措置、枠組みの設立が、今お話ししたような項目を法律に含めることで実現可能になるだろうということである。

経営については、12 ページの下から書いてある。

創意工夫により、自由で多様な経営展開を可能にするにあたっての具体的措置としては、「持続的農業経営体」という概念を導入したらどうか。

「② 経営者の選択による生産調整の実施」を可能にすること、「③ 市場メカニズムの活用の徹底」、「④ 系統（農協）との公正な競争環境の整備」、「⑤ 行政手法の変革」を挙げている。

（3）は産業としての農業の担い手をどのように支援するかということについてである。「① 税制、金融の見直し」、「② セーフティネットの確保」、「③ 民間の力を活用した総合的な支援の実施」、「④ 農業への新規参入の支援」、「⑤ 輸出促進に関する支援の実施」といったような措置が有効であろうということによって提案させていただいている。

最後に、14 ページの下に「（4）農業に従事する外国人の位置付け」がある。

現在では、研修生あるいは実習活動に従事するという形で外国人を受け入れているわけだが、違った形で外国人を受け入れるべきではないか。

具体的には、専門技術者として外国人を受け入れたらどうかということが書かれている。これはEPAとの関係もあると思う。

最後に「おわりに」が15～16 ページにある。

ここでは、今までお話ししたEPA・農業構造改革の重要性を改めて強調し、日本にとって残された時間は少なく、迅速にEPAを進めること、農業構造改革を進めることが喫緊の課題であるとしている。

それを実現するためには、政治の強いリーダーシップが不可欠であるということ、これで我々の提言としたいと思う。

以上である。

（伊藤会長） どうもありがとうございました。

続いて、金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告について、上村主査より御説明いただきたいと思う。

（上村委員） それでは、金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告について、手短かに御報告する。

まず、基本的な認識が「はじめに」のところに書いてある。日本は国際的な市場間競争に遥かに立ち後れているのではないかという認識があるし、アジアの金融センターとしての地位も脅かされているということである。

そして、日本は単なる資金提供者の地位にとどまっていて、資金仲介過程における金融サービスの提供に付随するさまざまな利益を享受できないでいるの

ではないか。そこで、金融取引、あるいはそれに従事する専門人材が日本で活躍できるような環境を整備する必要があるというのが基本だ。

結局、少子高齢化が進む中で、金に働いてもらう。金に働いてもらうということは、金融・資本市場が活躍するということである。

しかし、金融・資本市場がかなり自由度の高いものとして活躍するためには、欧米がこの分野では一度は必ず大失敗しているのだから、やはりそこには「自由と規律」ある市場ということが必要であろう。

これは、必ずしも自由は適度に抑制しないといけない、規律がなければいけないということではなく、全力でアクセルを踏んで、自由な経済活動ができるための条件整備が規律という表現で示されていると思っている。

欧米のこの分野におけるシステムなどを見ても、金融・資本市場というものを本格的に活用するためには、19 ページの上段の最後のところにあるように、法令の整備だけではなくて、市場参加者の規範意識といったレベルでも成熟が求められる。いわば、社会の総合力が問われるという認識である。

金融ビッグバンの「自由 (Free)、公平 (Fair)、グローバル (Global)」を「自由と規律 (Discipline)」という観点で組み直して、そうした真剣な取り組みにより、日本という国がこの分野を本格的にうまく使いこなすことが国家的な課題だという認識である。そのための三本柱の一つ目が「一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする」ということである。「プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレイヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する」というのが2つ目の柱であり、3つ目の柱が「規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する」ということである。

つまり、市場とプレイヤーと監視・監督という分け方になっている。

具体的には、まず20 ページ「1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする」ということである。項目を挙げるにとどまることになるが、部分的に若干コメントする。

まず「(1) 金などの現物及び商品先物の投資信託法上の特定資産化」。これは、上場投資信託などに金などの現物、商品先物を組み込むという制度を可能にするべきではないかということである。

もう一つは「(2) 取引所間競争を促進するための金融商品取引法、商品取引所法等の改正」である。証券取引所で商品先物、商品先物オプションを上場できるようにする。それは逆も当然あり得るわけである。

もう一つは、証券取引所の持株会社の下に商品取引所、金融商品取引所がある、あるいは証券取引所があるといった形の相互乗り入れを可能にするための制度整備を行うべきではないかということである。

そして、更に取り所のガバナンスの強化、株式会社への転換とか、これには天下りの制限ということも書かれているわけである。

つまり、商品取引の世界と金融・資本市場の世界との間に、規制面での落差が今、あまりにもあり過ぎるのではないかという認識である。

それから「(3) REITの運用対象資産への海外不動産の組込み」である。これは、評価手法などを確立しなければいけないということである。

(4) では、決済システムは極めて大きな重要なインフラであるという観点から、決済システムを戦略的に強化していこうということを提言している。その際、運営主体の株式会社等の自律性と責任能力を強化すべきだという主張をしている。

(5) では、日本型預託証券に関わる政省令を早期に整備してもらう必要があるとしている。外国の預託証券をそのまま日本で投資するというのも絶対なくはないかと思うが、とりあえずは日本型の預託証券に関わる政省令の整備がまず必要だということである。

22 ページ「(6) プロ向け市場の創設と規制の合理的分化」である。

プロがプロだけで、あるいは市場参加者としてプロに限定するといった自己責任原則の下で自由に活動できる市場を拡大していくことを目指すべきである。しかし、市場規制の観点からは、つまり投資家保護という観点だとプロは保護する必要がないということになるわけだが、市場規制という観点からは、プロであろうが何であろうが公正な価格形成、あるいは参加者の高度の倫理性、首尾一貫性が求められるということがそこで指摘されている。

(7) では、証券化商品等について、流通市場が発達する前提としての情報提供の充実等が不十分であるということが指摘されている。

23 ページ「(8) 会計基準のコンバージェンスの促進と我が国企業による国際会計基準 (IFRSs) に基づく開示の容認」。

これについては、海外から見た我が国企業の透明性が、国際的なマーケットの一つの統一的な評価基準になるということなので、可能な限り追加的な補正措置が少ない形で会計基準にも相互承認が行えるようにしていくべきではないか。あるいは国内的にも、米国基準を今はそのまま使って良いことになっているが、国際会計基準についても同様に認めていく方向で検討されるべきであるということが書かれている。

英文情報開示、その他は(9)に書かれている。

「(10) 外国のプレーヤーの誘致」。これも柱書きのところに示されているように、外国のプレーヤーを誘致できない障害は何なのかという問題意識からヒアリング等をしたわけだが、どうもいろいろな問題があるようである。日本に住みたいという方はたくさんいるのに、なぜか住めないということを書いてい

る方もいたわけだが、その中には、やはりファンドの利益自体に課税される可能性があることが1つの重要な要因になっているという指摘があり、その辺が(10)の②に書かれている。

ただ、ファンド自体への課税がない、しかし、それを構成している投資家の把握もできないというのでは、国際的にも通用しないということで、最後のところに「投資家への課税の実効性、会社法上の株主の意義の見直しといった規律の向上が同時に図られる必要がある」ということが書かれている。

「(11) 公開会社法の制定」である。欧米と違い、この分野で経験が不足している日本では、やはり資本市場で要求されることを株式会社が実現するとの認識がきわめて大切である。

例えば証券市場への情報開示や会計・監査。やるのは会社のガバナンスであるから、資本市場の要請を確実に実行できる体制を確立するために、公開会社法の制定が必要との認識である。これは、経験の不足を理論で乗り越えようという日本の心意気を示すものだと思っている。

それから「(12) 世界の金融センターとしての総合力の強化」である。ここには、羽田空港の国際化とか、いろんなことがそこで書かれている。

「2. プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する」という問題が次にある。

いわゆる「(1) 銀行・証券・保険に係る規制の見直し」である。

これについては、外国の金融機関が日本に来るときに、かなり無用な壁があるのではないかと、さまざまな御意見がある。その意味では、業規制の見直しを進めることは望ましい。しかし、利益相反に伴う弊害の除去とか、優越的地位の利用に対する制限などの規制の実効性をやはり同時に高めていかなくてはいけない。この種の問題はすべてそうだが、自由に対してはそれに必要な規律があるということが指摘されている。

ただ、そうした銀行による支配力という観点を考慮する必要がないような業態については、過度に負担にならないようにすることも指摘されている。

それから、ナローバンクとか、ある特定の企業グループや集団の保険を引き受けるキャプティブ保険というような、フル免許でない簡易な免許も認めるべき場合があるとの主張である。

「(3) 公的年金等における運用の自由度の拡大と受託者責任の強化」である。公的年金、その他の資金の運用について、日本はかなりパフォーマンスが悪いということなので、運用の自由度を高めていくべきだということである。そのためには、外部からの資産運用に関する専門家を確保するとか、職員の採用や処遇等を柔軟に行う仕組みを構築すべきだとされている。

「(4) 金融税制の見直し」については、秋以降本格的に検討することとな

っているので、その中で十分な議論が必要だとされている。

「（５）金融を理解し活用する基礎的能力（金融リテラシー）の向上」ということで、政治、行政、司法、あらゆる関係者の基礎的な金融に対する理解力というか、この水準を思いきり引き上げていくことが必要だという認識である。

「（６）金融に関わる専門的人材の育成」である。そこには、例えば具体的には司法試験や公認会計士試験等で金融商品取引法を試験科目に加えるべきではないかということも書かれている。あるいは知財高等裁判所のような、金融を専門的に取り扱う裁判所の設置ということも指摘している。

「（７）海外から優秀な人材を確保するための環境整備」ということで、さまざまな教育、行政手続等の外国人に対する生活環境の利便性の向上などがうたわれている。

28 ページ「3. 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する」という項目である。

まず「（１）プロ向け市場における規制緩和と一般投資家の保護の徹底」である。これは、先ほども似たような問題があったが、市場参加者をプロに限定する。そして業者のコンプライアンス等を前提として、投資家保護に関わる制度整備の負担の軽減化を図ることが必要だということである。

「（２）証券取引等監視委員会の機能強化」である。「自由と規律」のバランスがとれる金融・資本市場を実現するためには、金融監督当局の機能を向上させることが不可欠である。そのためには、企画・立案、監督・検査体制について不断に見直す必要がある。証券取引等監視委員会による機動的な法運用を可能にするために、法の授權を前提として、一定範囲の比較的広範なルールメーク機能を監視委員会に与えるべきではないかということである。

それから、市場における不正取引、不正行為を機動的に摘発する。そして、同時にルールが形成されるという体制が必要である。そのためには、監視委員会の独立性を高め、同委員会の準司法機能を抜本的に強化すべきであるということである。ここで準司法機能の強化のためには、制裁的機能を有する課徴金制度の導入によって図ることが可能ではないかということである。一種の司法取引的な手法がこれによって可能になるということである。

これと事実上一体だが「（３）プリンシプルに基づく規制・監督手法の活用」である。これは、予見可能性を確保すると同時に、恣意的運用を排除することになると、細かなルールを予め示すことが必要である。しかし、特に英国のやり方などを見ていると、プリンシプルを明示して、何か形式的な法運用がある場合にはプリンシプルに立ち返ることで法目的を確実に捉えるという機動的な法運用が必要だということがそこに指摘されている。

「（４）ノーアクションレター制度の改善、セーフハーバー規則の導入」

も、やはりルールの子測可能性というか、これを確保するためのものである。金融に係る制度の企画・立案、監督全般の子見可能性を高めるためのノーアクションレター、セーフハーバールールといったものを活用すべきだという指摘である。

金融監督当局とビジネス関係者との対話が欠けているという意見もかなりあり、その点が（５）で指摘されている。

「（６）自主規制機関の機能の拡充と体制強化」である。

やはり、自主規制ルールというものが、現場でのさまざまなルールとしては非常に重視されるということである。時々刻々と現場で対処していかなければならないということなので、証券取引所等の自主規制機関の機能が拡充されるべきだということである。

東証のレベルでも上場廃止だけではなくて、制裁金等の中間的な措置を導入してはどうか。そのためには、違法行為を何らかの形で認定できないと処分はできないので、そういう制度も必要ではないかということが書かれている。その場合、異議申立が認められるべきだということも③で書かれている。

あと、上場廃止銘柄のためにある程度の有価証券の流通が可能なマーケットも必要だということも書かれている。

「（７）官民の人材交流の促進と利益相反の防止」である。

官民の人事交流が最近は盛んに進められているが、この分野では特に専門性のある職員をそれなりの待遇で採用するというを可能にすべきではないかということがここで書かれている。

最後に、規制のコスト・ベネフィット分析は常に行うべきだということが指摘されている。

最後、31 ページに「おわりに」となっているが、最初にも申し上げたように、この問題というのは、極めて取扱いが難しい分野であり、各国が必ずいろいろな問題を起こしてきた分野である。それを非西欧国家である日本が、本物として使いこなしていくということは、日本政府が強いリーダーシップを持って実現するに値する事柄であるということが最後のところに書かれているわけである。

以上で私からの説明を終わらせていただく。

（伊藤会長） どうもありがとうございました。

以上、御説明いただいたEPA・農業ワーキンググループ第一次報告を第Ⅰ部、金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告を第Ⅱ部とした「グローバル化改革専門調査会第一次報告（案）」をお手元に配付しているが、この場をもって、本報告（案）をグローバル化改革専門調査会第一次報告として御了承いただいでよろしいか。

(「はい」と声あり)

(伊藤会長) ありがとうございます。

それでは、本報告をグローバル化改革専門調査会第一次報告とする。

引き続き、グローバル化改革に向けた今後の課題ということで、この場で今回、何らかの理由で積み残してしまったとか、今後、全然考えていなかったことにも取り組んでいきたいとか、いろいろ皆様御自由にお考えになっていることを議論していきたいと思う。それでぜひ今後の議論につなげていきたいと思っているので、自由に御発言いただきたいと思う。

御手洗顧問、お願いします。

(御手洗顧問) E P Aに関して2、3お話ししたいと思う。

御承知のとおり、F T A / E P Aというのは、近隣諸国との国境を取り払って、少子高齢化の日本にグローバル化を取り入れるためのものである。

また、これまで各国が資源確保ということを主な目標としたE P Aをやってきた、またやろうとしてきたわけだが、今、韓国等々の動きを見てみると、その傾向が大市場へ乗り出すためのE P Aの締結というふうに変化が来てきているように思う。

例えば韓国は米国と合意したばかりだが、直ちにE Uとも交渉を開始している。E Uは御承知のとおり今、地域としては世界最大市場で、G D Pもアメリカより大きい。日本の重要輸出品目については、関税が非常に高い。この提言でも、E Uについて、やらないとは書いていないが、トーンが弱い。ぜひ、世界の潮流に遅れをとらないように、E Uについても、やはりアメリカと同じように早急に研究を開始し、前向きに進めていくことを考えてほしい。

もう1つは、貿易関係を超えて2国間の経済連携を更に深めるためにも、投資協定、租税協定、社会保障協定についても、具体的な目標を定めて交渉にきちんと対処すべきだと思う。

いろいろな国を回ってみて、アジアでも湾岸諸国でも、投資協定を結びたい、二重課税を避けるための租税協定を結びたいという要求があった。ぜひ、そのことについてもよろしくお願ひしたい。

話が前後するが、先々週、ドイツのG 8サミットの前のビジネスサミットに参加したが、皆W T Oを成功させたいという熱意に燃えていた。日本政府もぜひ、イニシアティブを発揮していただきたい。そういう気持ちで読んでうちに、8ページに例えば10%以下など一定率以下の関税は撤廃したらどうかあった。日本国内でも反対意見があることは承知しているが、これは何としても理解をしていただき、これを撤廃することによってW T OやE P Aをやる上で日本がイニシアティブをとる、リーダーシップをとれるようにしてもらいたいと思う。

以上3点である。

(伊藤会長) ありがとうございます。

大村副大臣、どうぞ。

(大村副大臣) 私は連休中、久しぶりにニューヨークに行っていた。今、金融を担当しているので、ニューヨークでアメリカの金融関係者のトップも含めて何人かとお会いさせていただき、話をしてきた。

その際、東京マーケットを世界のマーケットにするので、ぜひもっと来て欲しいという話をした上で、しかしながらルールを守ってくれなければ厳しく罰するという事もお話しておいた。笑っていた。

ただ、アジアの中でも特に東京については非常に関心が高いことがよくわかった。話が乗ってくると、中国市場の情報開示が正当に行われていると思うかと聞いたところ、それはそのとおりなんだ、極めてリスクが高いということであつた。でも、わかってはいるけれどもやめられないということかもしれない。それに比べて、やはり東京は非常に情報開示のレベルが高いということは、向こうの方も認識はしている。

したがって、この実務の改革を丹念にやっていけば、必ず道は開けるという思いを強くした。

もう一つは、私は10年ぶりにニューヨークに行ったのだが、非常に町がきれいになったのでびっくりした。やはり景気がいいなと思った。マンハッタンの北の方までビルやマンションがどんどん建て替わって、道も町もきれいになって、これがニューヨークかと思うぐらい見違えていた。

聞くと、やはり非常に景気がいい。お金が非常に回っているということかと思う。それは、ニューヨークの産業は観光もちろんあるのだろうが、やはり金融の景気が良いのだろう。ということで、日本も金融産業をきちっとやっていくことは大変大事だなと思った。

また、今、御手洗顧問が言われたとおりで、その点を我々も議論した中で、そういったものをにらみ、交渉だからやはり時間もかかることがあるかもしれないが、だからこそスタートをできるだけ早くやって、進めていくということが必要だろうと思った。

また、自民党の各議員の方々、農業関係の皆さんのところにも御報告、御説明を昨日、今日とずっとしてきた。相当いろいろとご批判をいただくかと思つたが、冷静に対応していただき、議論はこれからという感じである。これを受けて「骨太の方針」の中へどういうふう盛り込んでいくか、これもこれからの議論、調整だと思つたが、また先生方の御意見をいただきながら、しっかりやって、とにかく前に向けて進めていけるように、引き続きよろしく願い申し上げる。

(伊藤会長) 副大臣にはいろいろ御尽力をいただき、ありがとうございます。

(大村副大臣退室)

(御手洗顧問) 質の高い、つまり自由化率の高いEPAを実現するということが理想だが、今までアジアの国などと結んでいる日本のEPAというのは、大体貿易額ベースでの自由化率が90%台前半なのに対し、相手国は98%とか99%など100%に近い。

これでは、EPAを結ぶときに他の国に嫌がられる。複数の国からEPA交渉の提案を受ければ、そのうちの一番良い条件のところから取り組むのは当たり前だ。

したがって、やはり日本もEPAをやるときは自由化率を最低95%以上にする等の目標を持って、強い意志で臨むべきだと思う。

(伊藤会長) ありがとうございます。

(浦田会長代理) 私も感想めいたことなのだが、御手洗顧問の御指摘に対して幾つかお話ししたいと思う。

まず、自由化率の話だが、御手洗顧問がおっしゃったとおり、日本の今までつくってきたFTA/EPAの自由化率というのは、相手国と比べると見劣りする。相手国というのは、実は途上国である。途上国の自由化率の方が、先進国である日本の自由化率より高いというのは、はっきり言って非常に恥ずかしいことだと思う。

やはり先進国が世界経済を引っ張っていく。そのための1つの手段というのは、自由化なわけである。日本が自由化からいかにメリットを享受してきたかというのは、もう説明するまでもない。そういった事実を認識すれば、日本の今までの政策、つまりEPAの現状はやはり非常に恥ずかしい。私も国際会議によく行くのだが、日本は本当に先進国なのということと言われる。

そういった意味からも、やはり日本のこれからつくるFTA/EPAは、自由化率が90%台後半、100%に近いものをつくっていかなければいけないと私も思う。

EUに関しても御手洗顧問がお話しされた。これはもう読んでいただいたところだが、我々は7ページにEUについて、FTA/EPAについて早急に準備を進める必要があるとだけしか書いていないが、思いはもっと強いというのが事実である。

また、特にEUは、ASEANともFTAの協議に入るということである。したがって、やはりEUも非常に活発にアジアに進出してきているという実態がある。そういう中で、日本もEUとのFTA/EPAを考えなければいけな

いと思う。

また、投資協定、社会保障協定、租税条約等についても、実は5ページの真ん中の今のEUの下のところに書いてある。EPAには通常、投資協定は入るのだが、社会保障協定、租税条約というのは入らない場合が多いかと思う。

したがって、そういう意味で、FTA/EPAだけでは十分ではなくて、それに補完的な役割を担うような枠組みをつくっていくということであるかと思う。

そして、WTOでのリーダーシップをとる。また、そのために10%以下の従価税を撤廃すべきだということを8ページの(1)で書いてあるわけだが、10%というのは、半年とか1年の期間で見れば、為替レートの変動内という大きさだと我々は認識している。

したがって、そのようなことを考えれば、やはり10%以下の関税を撤廃することで、WTOでの交渉の主導権を握ることができれば、非常に好ましいことなので、それはここには一応書いてある。

あと一言だけだが、今後、期待する、あるいはやりたいことに関してお話ししたいと思う。

1つは、やはりEU、アメリカあるいはASEAN等々、いろんなFTA/EPAの可能性があるわけだが、もう少し詳しく見てみたいと思う。今回は時間の制約もあって、個々のEPA、FTAについては検討する時間はそれほどなかったわけなので、これは進めていきたい。

また、農業改革とEPAの接点のとらえ方だが、私はEPAを進めるのは日本にとって好ましいと思う。EPAを進めるためには農業自由化が必要である。農業自由化を進めるためには農業改革が必要だという感じでとらえており、やはり農業改革もEPAも両方同時に進めていくところが重要だと思う。

そういう意味から、今までの農業はさまざまな分野で自由化をしてきているわけだが、その効果については今回は分析できなかった。実際、農業自由化をしたことによって、どのような被害があったのか、あるいはどのようなメリットがあったのかということをも丹念に調べることが次への議論につながるかと思う。

それとも関連するが、EPAは日本が2002年にシンガポールとつくったが、その後、メキシコ、マレーシアとつくってきたので、このEPAの効果が一体どのようなものかということを検討、評価するというのが、非常に好ましいことだと思う。

(伊藤会長) 大変具体的な点も含めて、ありがとうございました。

EPA関係の御発言が相次いでいるが、農業関係ではいかがか。本間委員、どうぞ。

(本間委員) 初めに、EPA関係で経験を踏まえて少しお話ししてから、農業のお話をしたいと思う。

EUのことは確かに重要で、ただ我々の議論の中では、途中で韓国とアメリカの合意があって、議論がやや遅れたという印象がある。議論が出たのは、とりまとめにあたっている最中だったものだから、うまく取り込めなかった。

もう一つは、EPAの対象国ということで、今回の議論は二国間協定に限られたが、第1回のこの会議のときにも申し上げたが、個人的には多国間協定、プブリと呼んでいる方もおられるが、マルチのFTA/EPAの可能性をもう少し追求するような方向を出せないかと思っている。

農業関係は、国内農業のスピードアップということを含めて、いろいろ取り組んだわけだが、考え方として資源プラス食料の安全保障というものを、もう少し強く押し出してはどうか。これまでの農業政策は日本の安全保障のために自給率を上げるといった議論が多かったわけだが、そうではなくて、資源の確保の観点からEPAを推進すべきであるという議論が定着しつつあるように、食料についてもまさにそういう観点から、自給率が40%で食料の安全保障だといっても始まらないわけで、むしろ60%、つまり輸入しているところをいかに安定的に確保するかということ、安全保障の視点に置くということ、もう少し明快に打ち出していきたいと思う。

もう一つは、最近、日本の食料輸入がままならなくなっているという事実がある。例えば日豪でいうと、皆さん御存じだと思うのだが、讃岐うどんはオーストラリア産の小麦でないとつくれないうことがあり、相当にオーストラリアが改良して、日本向けの小麦をつくって出しているのだが、これが手間がかかり過ぎてもう嫌だと、むしろ高い小麦を買ってくれるような中国などに輸出先をシフトさせてきている。それは乳製品でもそうである。また、日本向けの和牛という形でこれまでつくってきたオーストラリアのビーフも、やはり中国の方が高く買ってくれるから向こうに持っていくんだということである。先ほど御手洗顧問の方から、大市場確保というお話があったかと思うが、まさに豪州の戦略がそのとおりであって、逆に言うと日本向けの重要な食料について、供給先に逃げられてしまっている。魚などは買い負けということによく言われていることである。

それぐらい食料確保が難しくなっているということだ。安全保障ということだけではなく、これまで高級品の買手独占市場だった日本が、だんだんそうではなくなってきたというところに着目して、今の食料の確保ということを考えていく必要がある。

最後に、関税率10%以下のところは私も非常に賛成で、つまりWTOではそれを強力に推し進めて撤廃する。そうすることによって、10%以上というか、

今、関税で何が問題かということが、もう少し見えてくるのではないかということで、高関税の品目にももう少し焦点をきっちりあてていきたいと思う。

(伊藤会長) ありがとうございます。

高木委員、お願いします。

(高木委員) もういろいろ意見が出ているわけだが、最近というか、前から起きていることかもしれないが、日本は畜産の場合、飼料穀物はほとんど外国に頼っている。その飼料穀物はトウモロコシ中心であるが、環境問題がベースでそのトウモロコシがエネルギーにシフトし始めている。価格が高騰しているというわけではないのだが、じわじわと上がってきているわけである。

何を言いたいかというと、要するに、今までは飼料原料だということできちんと確保できたのだが、競合相手が非常に増えてきている。エネルギー原料やもちろん食料にもなるわけだが、それが環境の問題とか、いろんな問題を含めて農業生産そのものが非常に複合的な要因で行われるようになってきている。

1つは、今の耕作放棄地の問題なのだが、日本でしっかりとつくれという議論は、割合わかりやすく、出てきやすい。事実そういう声が出てきていると思う。

これは、もちろんきちんと経営的に使えるなら、農地を経営的に使って、相当なところまでコストを下げてやるなら意味があると思うのだが、そうではなくて相当な補助金を投入しなければいけないという形で、また規模のメリットが出せないままの農業振興が行われるということは、非常に警戒すべきことである。したがって、ここでもいろんな議論の中で農地制度というものを突破口にする。私はぜひそういう意味で、これからも農地制度についてはしっかりと突破口にするべきだと思う。

したがって、そういうことで耕作放棄地が解消するという方向に持っていかないと、また農業振興が必要だと、またエネルギーがバイオでどうだ、だからコメを増産しろと、それを高いけれども、何しろエネルギーに変えろと。これでは全く解決にならないと思う。やはり農地を突破口にして、そういうことでも対応できるような経営形態ができるように早くしないといけないのではないか。

世界的にもいろいろと農業生産が変わってきており、今も本間委員からあったような話も出てきているので、逆に言えば、だから貴重な農地、大事な資源、これを経営資源としてしっかりと使うということを、これから引き続き議論していきたい。

もう一つは、経営ということを経営を農業において貫けるようなシステムについてである。ここの中でも出ているが、まさに農業が産業として、経営として行われるような形にしなければいけない。逆に言うと、今までのところは、農業者

は非常に小規模である。まとまって何かやらないとだめなのだということである。これは基本的に協同組合の原理原則だと思うのだが、そういうビジネスモデルが生きる場所もあると思うが、それに対抗するものが実際上はない。

したがって、ここで一括法という提言になっていると思うのだが、このところが絶対に落としてはいけない視点ではないかと思う。これからの議論の中では、そういう視点をはっきりとさせて、更に詰めるべき点を詰めていく。または、そういう方向をより明確に出していく必要があると思う。

(伊藤会長) 一括法は農水省が書くのか。

(高木委員) 政府が受け止めてやるべきことだと思う。それは状況によると思う。

(伊藤会長) ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

(御手洗顧問) 1つだけ申し上げたい。今、高木委員がおっしゃったとおり、農業を突破口にしなければいけない、そのために第2の農地改革をやらなければならないということはその通りだと思う。

私もリース方式とか、土地を現物出資してもらって株券に変え、配当を与えたら良いのではないかというようなことも言っているのだが、なかなかそういうことが現実には進まないのだ。

これらが進まない1つの大きな理由は、農地の価格がわからないことである。

私は、客観的な評価委員会のようなものを設け、全国的に地域別に何らかの参考価格のような情報を出してはいかかと思う。日本全国の農地に対する客観的な機関による参考価格の情報が行き渡れば、農地の流通を促進することができるのではないか。こうしたインフラ整備が、1つの重要なポイントではないかと思う。

(高木委員) そこは大変大事な御指摘であり、この報告の中にもその点はかなり意識して触れられていると受け止めている。

例えば11ページの下から12ページにかけてだが、11ページの下には「透明性のあるシステムの下での農地利用料の決定」と標題が出ている。

これの大前提としては、今、農地利用料というのはもう御案内のとおり農業委員会が標準小作料ということで決める、別に農地の需給関係と関係なく決めてしまう。今、おっしゃられたように、まさに農地も耕作放棄が出ているような地域は、結局余っているわけだから、そこでは賃料が安くなるということがあっていいと思う。

しかし、今、顧問がおっしゃられたように、全く情報が閉鎖的である。それで、12ページの④に、農地に関する公正な第三者機関というのは、今の農地関連情報を徹底して整備する。これが大前提だと思う。したがって、先ほどの発言に加えたいと思うのだが、ぜひこのことがまず先行しないとイケないと思う。

要するに、農地に関する情報整備というのは、今、恐らく農林水産省でもないのではないかと。これは、私が冗談でよく言うのだが、地図の会社でGPSにも使われるぐらいの会社があるが、結構、ああいう民間の力を借りれば農地情報というのはもっとデータベース化していくのではないかと。それが大前提だと思う。それがないと、どこに、どういう農地があるかわからない。ということは、個別相対になってしまう。個別相対といっても、これも隣は嫌だとか、そういう経済外的なものが入ってきてしまう。だから、第三者的な人が、何も名前を開示する必要はないので、マッチングさせる。そのためには情報がきちんとなければいけない。その情報が整備されていないと思う。

したがって、それをまず急いで整備する。これは若干のお金はかかるかもしれないが、将来のことを考えれば、相当な意味のある投資だと思う。そこはもう民間がどんどん出てこられるようにする。例えば民間の不動産業者でも、私はいいと思っている。そういう人の方が情報をきちっと使いこなすのではないかと思う。

(伊藤会長) 金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告については、既に発表されてしまっているが、今後につなげる話、例えば税制は明示的にいろいろな理由で先送りしてしまったわけで、これはいずれやらなければいけないと思うし、今後ぜひこういうことをやってほしいということがあれば、お願いしたい。

(齊藤委員) 先ほどおっしゃったように、提案は全部出ているが、主要テーマは、上村委員あるいは大村副大臣からお話があったように、日本の構造的な難しい問題、少子高齢化の中で、工業産業に加えて、当然サービス産業の生産性をアップして、より広い就業吸収能力であるとか、そういうものをつくっていかなければ、恐らくこの国が一定率の成長性を保つことは難しいであろう。その1つの役割として、工業に加えて、金融を中心とするサービス産業の再生、金融業の再生というものを打ち出さなければならない。その要件として、先ほどいくつか上村委員からお話があったことが、我々の提案となったと思う。

ただ、これはよりよく国民の皆さん、関係者に理解して頂きサポートしていただかなくては実現しないだろうと思うので、1つの考え方としては、例えば今のまま、税制度を維持した場合、我々が得べかりし税収をどれだけロスしているか。パーマネント・エスタブリッシュメントのファンドに対して課税をするというコメントを出しても、実際は課税ができない。しかし、そのコメントを出したために、アメリカ側ではリスク・プロビジョンを立てさせられるので、日本に投資するにもかかわらず、日本にはオフィスをつくらないうで、香港やシンガポールにオフィスをつくっている。結果的には、法律事務所や会計事務所もシンガポールや香港が全部もうかっていて、投資対象先は日本であるという

のが現状である。これで8,000億ぐらい、日本は得べかりし税金を取れないまままでいるという計算もある。

ただ、そういう杓子定規のというと失礼だが、解釈をしたばかりに、あるいは世界で通用しているルールを、あえて日本には適用しなかったばかりに、仮に8,000億という税収が得られていないのならば、これは国民に実情を訴えれば改正案が理解されるのではないかと思う。いろいろな意味で金融市場の本格的なグローバルイゼーションによって、例えば、年金の問題だって、日本の年金の運用利回り、世界の平均的な年金の運用利回り、特にアメリカと比較した場合、格段の差があるがこれは技術論もちろんあるけれども、そこで人が育たないだとか、いろいろなことがある。成果は日本人がもらえるわけであるから、例えばインド人が運用したって構わないのではないかと。そのぐらいの感覚でやらなければいけない。

そういうことを、具体的に国民にどうすることによって、我々は結果的には今、得られないものが得られるかということを示すような、やや大変な作業になると思うが、恐らく今後は、そういう具体的なデータを討議する。それが結果的には、比較的強いアピールを持つのではないかと思う。

それが今後の提案である。

余計なことであるが、先ほどの農地の話で、十何年前に日本の不動産を証券化したときに、同じような抵抗にあった。結局その土地から、どれだけのキャッシュフローを生むかということによって、その土地のバリューが決まるという考え方が、ようやく今、日本にも入ってきて、REITというものが出てきて多くのものが上場されている。

農作物だって同じではないかと思う。同じ土地の上から、それが工業製品として生む価値、農業製品として生む価値、価値は同じであるから、生む価値によって割引レートで計算すれば、不動産のバリューというのは出てくるはずだと思う。

したがって、もちろん休耕地でペンペン草が生えるということになれば、それはゼロになるわけだが、ゼロでは意味がないわけで、それをバリューアップするために、これをどう使うかということによって、今度は不動産バリューがいろいろ変わってくるというような、そういう証券化のようなコンセプトというものを、農地などにも導入していく考え方がある。これは結構世界的に使われているので、日本にもあったらよいのではないかと思う。これは余計なことではあるが、少し感想として申し上げた。

(伊藤会長) 少し脱線するが、恐らく難しいのは、農作物価格自身が補助金とか関税で守られたものなので、これが正当な価格ではないかもしれないが、将来関税が撤廃される、補助金が撤廃される、生産調整をやめることで価格が

下がるかもしれないというダウンサイドリスクと、転用期待、公共事業が入って道路になるときに非常に高額で買ってくれるアップサイドリスク、この両方があるということだ。では、いかに評価するかということは、かなり難しい問題かもしれない。

(齊藤委員) 細かいことだが、ただ、それは農地としての評価であると思う。農地と道路という比較になると一寸難しくなるだろうが、恐らく農林水産省のお考えも、農地として有効利用する限りにおいては、形を変えてもいいというお考えになっておられるんだろうと理解している。

(伊藤会長) ほかに、上村委員、どうぞ。

(上村委員) これまで金融・資本市場ワーキンググループを8回やってきて、そこでは、グローバルなスタンダードになるために、これが必要だとか、これが余計だとか、これが足りないという話をしてきたのだが、アメリカのシステムとは一体何なのか、イギリスのシステムとは一体何なのか、シンガポールはどのような国で、どのような資本市場をやっているのか、その辺をよく知った上で議論しているかということ、必ずしもそうではないのではないかという感じがしている。そういう意味では変な言い方だが、総論にもっと時間をかけるような機会が今後あってもいいのかなという感じがした。

というのは、例えばアメリカはグローバル・スタンダードの国だということだが、しかし、会社法は州法で、しかも各州には自州の会社に対する企業買収対抗法がみんなある。それで、連邦政府に行くと、アメリカは合衆国で、あれは州の話だから違う、他方政府はこうだということ。それから、中国に買収させない法律を議会がつくると、いや、これは政府ではなく、議会がつくったのだから仕方ないと。要するに、したたかに自分たちの国益を守ると、グローバルに強く主張していく部分をうまく使い分けてやっている。そして、かつマーケットは自由とは言っても、大変厳しい規律、戒律のある世界である。

他方で、イギリスとかヨーロッパになると、会社法は全然違って、自己株の取得は今でも原則禁止、最低資本金は非常に厳しい、種類株の自由などない、企業再編の自由もない、三角合併だってないわけである。その代わりマーケットに対してそんな過度な信用をおかない。しかし、なぜみんながルールを守るかというと、それはジェントルマンだから守らなければならない。なぜ守るのかと聞くと、質問の意味が分からないという世界である。

では、シンガポールはというと、国立大学を見ると順位では今でももう負けているような感じがするのだが、とにかく一点豪華主義で、証券市場でもそれはかなり自由で、タックスヘブンの親玉みたいなのところもあって、そういうところと競争する場合の姿勢をどう考えるのかという大事な問題があると思う。実需のために存在する資本市場の価格形成を、実需のない国の価格形成に委ね

てしまってよいかという問題もある。

その意味では、迂遠なようだが、日本という国は、やはり成熟した市民社会を構築しようとしている国だと、そこには弱者もいれば、あるいは大学だって秀才もいれば、そうでないのもいるが、みんな平等に扱おうとしている国だと。そして、外国法を100年以上学んできた稀有な国民で、しかもアジアの国でありながら、日本語で社会科学もやれる。そして日本の学問も育つ。そういう国で、かつ東京には非常に魅力がある。そういう国の在り方というようなものはっきりと示した上で、日本のマーケットはどうあるべきか、グローバル化といった場合でも、したたかな部分とグローバルとってやる部分と、どうやってうまく使い分けて、調整していくのか、そういう総論にもう少し時間をかけて議論したかったというのが、金融・資本市場ワーキンググループの主旨としてではなくて個人的な意見である。それだけ感想として申し上げさせていただく。

(伊藤会長) どうもありがとうございました。私も一言感想を述べさせていただく。先ほど斉藤委員からお話のあった、規制のコスト・ベネフィット、あるいは課税のコスト・ベネフィットの辺りは非常に重要なところで、こういった計算ができればいいなと思っている。

それにつけても、できればケーススタディのような形で、こういった事例で、こういったことが起きている。あるいは優越的地位の濫用のようなところでも、こういった事例があったといったような、少しケースを積み重ねることができると非常に有意義ではないかと。

つい最近でも、カストディー（証券の保管・預り等業務）を専門とする金融機関が、東京にアジア本部をつくろうとしたところが、何らかの理由で東京では都合の悪い規制があって、そのプランを諦めて大幅縮小したという話も聞いた。恐らく日本にとっては多くの得べかりし利益を放出したことになっていると思う。そういった事例を幾つか積み重ねて、被害額というか、損害を積み重ねることができると非常にいいのではないかとと思っている。

金融リテラシーの話も、あまり深く掘り下げることはできなかったが、こういった資格のようなものを考えたらいいのかといったような点について、次回ぜひ掘り下げていきたいと思っている。

最後に1点、実はこの2つのワーキンググループにまたがる問題として、商品先物の話があって、金融・資本市場ワーキンググループでは、ぜひ商品先物も通常の取引所で取引できるようにと、このために法律改正が必要である。これには恐らく農林水産省、経済産業省の強い抵抗が予想される場所だが、彼らの論理というのは、現物があるところの価格が、先物の価格で振り回されるのはけしからぬという論理であり、多くの人が入ってくると価格が乱高下する

よくなるという、普通のファイナンス理論とは逆の主張を展開されている。そこはぜひそういった商品も取引所を通じる、あるいはETFを通じれば、通常の証券になるのであって、市場が厚みを増すということは、むしろ価格が安定化することなのだといったことを積極的に語るべきではないかと思う。

それでは、時間がきたので、本日はこれで終了させていただく。

昨年12月の設置より、皆様におかれては本当に精力的な御審議をいただき、大変感謝している。今回、皆様の御協力をもって専門調査会第一次報告をまとめることができた。今後の方針等については、追って事務局より御連絡させていただきたいと思う。

委員の皆様方には、御多忙のところ誠にありがとうございました。

(以 上)